

千葉県特別支援教育推進基本計画（H19.3策定）の骨子

※この資料に表記している用語等は計画の文中にあるものです。

千葉県における障害児教育の課題(H19 策定当時)

- 障害のある乳幼児児童生徒一人一人のライフステージに応じた適切な支援と関係機関の支援ネットワークの仕組みをどう構築するか
- 障害のある乳幼児に対する早期の教育相談支援体制、学齢期の教育相談支援体制の整備をどう図るか
- 特殊学級の児童生徒や、通常の学級に在籍するLD等の児童生徒の教育的ニーズを踏まえた校内支援体制をどう整備するか
- 知的障害養護学校を中心とした児童生徒数の増加や長時間通学等の課題解決をどう図るか
- 障害の重度・重複化、多様化の傾向を踏まえた特別支援学校の新たな整備をどう進めるか
- 後期中等教育の充実や卒業後の就業・生活支援体制をどう整備するか
- 教員の指導力、専門性の維持・向上、人材育成をどう進めるか

千葉県の特別支援教育の基本的な考え方

- ◆全ての幼児児童生徒は、価値ある存在、尊重される存在として認められること
- ◆幼児児童生徒が、地域で共に学ぶ機会が得られる教育を目指すこと
- ◆幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、その持てる能力を最大限に発揮して学習できる教育を目指すこと

千葉県の特別支援教育の対象

- ◆従来の特殊教育の対象の幼児児童生徒に加え、通常の学級に在籍する障害のある幼児児童生徒全て

一人一人のライフステージに応じた適切な支援

- ◆教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関による支援ネットワークを構築
- ◆個別の支援計画（個別の教育支援計画）を立てて、乳幼児期から卒業後までの生涯にわたる一人一人のライフステージに応じて適切な支援を行う。



6つのテーマと20の取組

1 早期の教育相談支援体制の整備

- (1) 乳幼児とその保護者への早期教育相談支援体制の充実
- (2) 就学前幼児への個別の支援計画作成と適切な就学支援

- (2) 個別移行支援計画に基づく就労支援ネットワークの充実
- (3) 高等学校における特別支援教育の支援体制づくり

2 小・中学校における特別支援教育の整備・充実

- (1) 「わかる授業」の推進と学級における支援の充実
- (2) 適切な教育的支援のための校内体制による支援の充実
- (3) 学校を支える校外の支援システムの整備
- (4) 交流及び共同学習、地域で共に学び育つ教育を推進
- (5) 特別支援教室（仮称）構想に向けた具体的検討

5 卒業後の豊かな生活や生涯学習の支援

- (1) 障害のある人の学びの機会と場の充実
- (2) 特別支援学校の学校開放講座等の充実
- (3) 関係機関が連携した生涯学習支援ネットワークの構築

3 今後の特別支援学校の新たな機能の構築

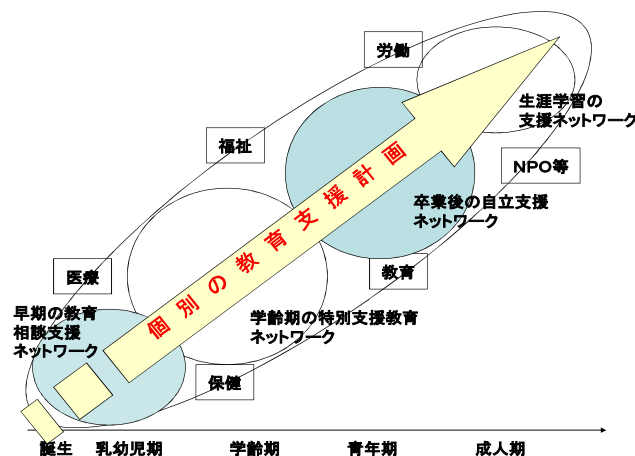
- (1) 特別支援学校の配置・整備と機能の充実。
- (2) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充

6 学校と教員の専門性の維持・向上

- (1) 学校、教員の専門性の維持・向上
- (2) 特別支援学校免許状保有率の一層の向上
- (3) 特別支援学校のセンター的機能充実のための教員配置
- (4) 異校種間の人事交流の推進
- (5) 理学療法士、作業療法士等の専門職の活用

4 後期中等教育の充実と卒業後の自立支援

- (1) 将来の自立と社会参加に向けた後期中等教育の充実



計画に描かれたライフステージに応じた支援ネットワーク図